三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「同号」を「第一号」に、「第二項」を「第十一項」に、「地方団体の長に」を「都道府県知事又は市町村若しくは特別区の長（以下この項から第十三項までにおいて「都道府県知事等」という。）に」に、「当該地方団体の長」を「当該都道府県知事等」に改め、同条第九項中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改め、同条第十項第三号中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改め、同条第十一項及び第十二項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改め、同項第三号中「地方団体に対する寄附金に係る」を「特例控除対象寄附金に係る」に改め、同項第三号中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改め、同項第四号中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改める。

附則第七条の二第一項中「第三十七条の二第二項に規定する特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に、「第二項」を「第十一項」に改め、同条第二項中「第三十七条の二第二項」を「第三十七条の二第十一項」に改め、同条第四項中「第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金」を「第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に、「第二項」を「第十一項」に改め、同条第五項中「第三百十四条の七第二項」を「第三百十四条の七第十一項」に改める。

附則第七条の四の次に次の見出し及び二条を加える。

（法人の道府県民税及び市町村民税の非課税）

第七条の五　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会で同法附則第十八条の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものに対する第二十五条第一項及び第二百九十六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「定めるもの」とあるのは、「定めるもの及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会で同法附則第十八条の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるもの」とする。

第七条の六　道府県は、恒久的施設を有する外国法人（第二十三条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。以下この項において同じ。）のうち平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会（第三項において「大会」という。）の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人で政令で定める者（以下この条において「特定事業年度」という。）に限り、第二十四条第一項の規定にかかわらず、道府県民税の均等割及び法人税割を課することができない。ただし、大会関連外国法人が租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項に規定する国内源泉所得に係る事業（以下この条において「大会関連事業」という。）以外の事業を行う場合は、この限りでない。

2　大会関連外国法人は、当該大会関連外国法人が道府県の区域内において有する恒久的施設を通じて行う事業が大会関連事業のみである場合には、当該大会関連外国法人の特定事業年度に限り、第五十三条第一項の規定にかかわらず、当該道府県の知事に対しては、同項の規定による申告書を提出することを要しない。

3　市町村は、恒久的施設を有する外国法人（第二百九十二条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。以下この項において同じ。）のうち大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人で政令で定める者（以下この条において「大会関連外国法人」という。）に対しては、当該大会関連外国法人が大会関連事業以外の事業を行う場合は、この限りでない。

4　大会関連外国法人は、当該大会関連外国法人が市町村の区域内において有する恒久的施設を通じて行う事業が大会関連事業のみである場合には、当該大会関連外国法人の特定事業年度に限り、第三百二十一条の八第一項の規定にかかわらず、当該市町村の長に対しては、同項の規定による申告書を提出することを要しない。

附則第八条第一項中「第四十二条の四第三項」を「第四十二条の四第四項」に、「第四十二条の四第六項」を「第四十二条の四第七項」に改め、同条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「第四十二条の四第六項」を「第四十二条の四第七項」に、「第四十二条の四第四項又は第五項」を「第四十二条の四第五項又は第六項」に、「同条第六項若しくは第七項」を「同条第七項」に改め、「「これらの規定」とあるのは「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」と、「」を削り、「「第四十二条の四第一項及び第二項」と、」及び第六十六条の九の三」とあるのは」並びに第六十六条の九の三」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の四」とあるのは「第四十二条の四第一項及び第二項」と、「及び第四十二条の十二の六」とあるのは「並びに第四十二条の十二の六」を「第四十二条の四第一項から第三項まで」に改め、同条第三項中「第六十八条の九第三項」を「第六十八条の九第四項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同条第四項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「又は第六項」を「又は第七項」に、「同条第四項又は第五項」を「同条第五項又は第六項」に、「、第六項又は第七項」と、「」を「又は第七項」と」に、「第六十八条の九第一項及び第二項」と、「及び」とあるのは「並びに」を「第六十八条の九第一項から第三項まで」に改める。

附則第八条の四の次に次の見出し及び二条を加える。

（事業税の非課税）

第八条の五　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会で同法附則第十八条の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものに対する第七十二条の五第一項及び第七十二条の二十四の七第五項の規定の適用については、第七十二条の五第一項第五号中「に限る。第七十二条の二十三第二項及び第七十二条の二十四の七第五項において「特定農業協同組合連合会」という。）」とあるのは「（第七十二条の二十三第二項及び第七十二条の二十四の七第五項において「特定農業協同組合連合会」という。）及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会で同法附則第十八条の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるもの（同項において「特定組織変更後農業協同組合連合会」という。）に限る。）」と、第七十二条の二十四の七第五項第一号中「特定農業協同組合連合会」とあるのは「特定農業協同組合連合会及び特定組織変更後農業協同組合連合会」とする。

第八条の六　道府県は、恒久的施設を有する外国法人（第七十二条第一項第五号に規定する外国法人をいう。以下この項において同じ。）のうち平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人で政令で定める者（以下この条において「大会関連外国法人」という。）が行う租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項に規定する国内源泉所得に係る事業（次項において「大会関連事業」という。）に対しては、当該大会関連外国法人の平成三十一年四月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間に開始する各事業年度（次項において「特定事業年度」という。）に限り、第七十二条の二第一項の規定にかかわらず、事業税を課することができない。

2　大会関連外国法人は、当該大会関連外国法人が道府県の区域内において有する恒久的施設を通じて行う事業が大会関連事業のみである場合には、当該大会関連外国法人の特定事業年度に限り、第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十六第一項並びに第七十二条の二十八第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該道府県の知事に対しては、これらの規定による申告書を提出することを要しない。